

(別表)

介護老人福祉施設 逗子清寿苑 「利用料金表」

料金表の見方

- ※ 介護サービス費は基本額、加算額ともに地域区分(4級地)の12%を乗じ、その1割、2割又は3割が自己負担金となります。
負担割合については毎年8月1日に更新される市町村発行の負担割合証に記載されてます。
- ※ 加算額欄の○項目に関してはすべてのご利用者に加算させていただきます。(※は要件によりどちらかを加算)
- ※ その他の加算額につきましては個別加算となるため請求書の「介護サービス費内訳」をご確認ください。

1. 介護サービス費

令和8年8月1日

(1)		項目	金額と単位数 (金額は小数点以下四捨)	
			(円)	(単位)
基本額 (1日)		要介護1	¥6,208	589
		要介護2	¥6,946	659
		要介護3	¥7,715	732
		要介護4	¥8,453	802
		要介護5	¥9,180	871

(2)		加算名	円	単位	内容の説明
○印… 全ての方に加算され ます。 △印… 施設の体制 が整い次第加算を 算定いたします。 ※… □で囲まれた同項 目のうち1つの み。	○	看護体制(Ⅰ)/日	¥42	4	常勤看護師を1名以上配置
	△	看護体制(Ⅱ)/日	¥84	8	常勤看護職員を入所者25名に対し1名以上配置、24時間連絡体制
	△	栄養マネジメント強化/日	¥115	11	管理栄養士を50:1以上配置し栄養管理を行う。且つLIFEへの情報の提供
	○	夜勤職員配置(Ⅲ)/日	¥168	16	夜勤体制加算(Ⅰ)+看護職員又は特定行為登録者を1名以上配置
	○	安全対策体制/1回	¥210	20	安全対策部門を設け、外部研修受講担当者配置等した場合入所時に1回算定
	※	科学的介護推進体制(Ⅰ)/月	¥421	40	利用者の心身の状況をLIFEへ提出し適切に活用している
	○	科学的介護推進体制(Ⅱ)/月	¥527	50	上記に加え疾病の状況等も提出
	○	日常生活継続支援/日	¥379	36	新規入所者の介護4、5の割合が70%以上
	○	協力医療機関連携/月	¥527	50	介護福祉士の割合が入所者6名につき1名の配置
	○	生産性向上推進体制Ⅰ/月	¥1,054	100	協力病院との入所者情報共有、定期的な会議開催等
個別加算 条件に該当する方 のみ加算算定とな ります。	※	生産性向上推進体制Ⅱ/月	¥105	10	下記に加え研修、複数機器活用
	○	高齢者施設等感染対策向上Ⅰ/月	¥105	10	利用者安全、質確保、負担軽減、見守り機器活用
	△	高齢者施設等感染対策向上Ⅱ/月	¥52	5	医療機関と連携し、感染症発生時の体制確保、研修等に参加
	△	介護職員等処遇改善Ⅰ	基本+加算総単位×17.6%	6%	医療機関による感染制御等に係る実地指導
		ADL維持(Ⅰ)/月	¥316	30	介護職員等の処遇改善
		ADL維持(Ⅱ)/月	¥632	60	6か月間のADL値をLIFE報告、改善率一定以上の場合翌1年間毎月算定
		入院時、外泊時 初期	¥2,592	246	上記要件利得値3以上
		当日	¥316	30	入院、外泊をした場合1月に6日を限度に加算
		看取り介護 前日、前々日	¥13,491	1,280	入所、1か月以上入院し再入所した場合30日を限度に加算
		4日前～30日前	¥7,167	680	看取り計画を作成、管理した利用者が施設で死亡
		45日前～31日前	¥1,517	144	常勤看護師1名以上の配置と24時間の連絡体制、施設整備
			¥758	72	
		認知症専門ケア(Ⅰ)/日	¥31	3	定められた認知症専門研修終了者と定期的なチーム会議
		認知症専門ケア(Ⅱ)/日	¥42	4	上記に加え指導者研修終了者と研修計画の作成と実施
		若年性認知症者受入/1回	¥1,264	120	若年性認知症を受け入れた場合
		認知症行動・心理症状緊急対応	¥2,108	200	医師が認知症を認め施設入所の必要を判断した場合7日を限度に加算
		経口維持(Ⅰ)/月	¥4,216	400	経口維持計画を作成し医師又は歯科医師の指示の下、管理栄養士が栄養管理を行う
		経口維持(Ⅱ)/月	¥1,054	100	(Ⅰ)を算定しており多職種において行う食事の会議等に歯科医師等が加わった場合
		口腔衛生管理(Ⅰ)/月	¥948	90	歯科衛生士が月に2回以上口腔ケアを実施、必要に応じて職員へ技術指導
		口腔衛生管理(Ⅱ)/月	¥1,159	110	上記に加えLIFEへの情報提供を行いフィードバックを活用
		個別機能訓練(Ⅰ)/月	¥126	12	専従の機能訓練士を配置し個別機能訓練計画に基づき訓練を行っている場合
		個別機能訓練(Ⅱ)/月	¥210	20	上記に加えLIFEへ状況を提出しフィードバックを活用
		生活機能向上連携(Ⅰ)/3月	¥1,054	100	PTから助言を受け個別機能訓練計画を作成、目標に応じた適切な対応
		生活機能向上連携(Ⅱ)/月	¥2,108	200	PTが訪問してリハビリを実施且つ個別機能訓練加算を算定
		自立支援促進/月	¥3,162	300	入所時に医師が医学的評価を行い3ヶ月ごとに支援計画の見直し、評価結果をLIFEへ提出
		退所前後訪問相談援助 各1回	¥4,848	460	
		退所時相談援助/1回	¥4,216	400	退所に係る相談援助(変更前は前後で1回)
		退所前連携/1回	¥5,270	500	
		再入所時栄養連携/1回	¥2,108	200	病院からの退院時、栄養状態が変わり病院の管理栄養士と連携した栄養計画を策定
		経口移行/日	¥295	28	経管により栄養摂取している利用者が計画作成、管理のもと経口摂取を実施
		療養食/日	¥242	23	医師より発行された食事せんに基づき療養食の提供
		褥瘡マネジメント(Ⅰ)/月	¥31	3	褥瘡リスクを評価、計画を作成/見直し/定期的な記録。且つLIFEに情報提供
		褥瘡マネジメント(Ⅱ)/月	¥137	13	入所時に(Ⅰ)によりリスクのある利用者が褥瘡発生していないこと
		排泄支援(Ⅰ)/月	¥105	10	排泄介助者の介護状態軽減見込みに医師と連携して評価/計画/支援且つLIFEへ情報提供
		排泄支援(Ⅱ)/月	¥158	15	
		排泄支援(Ⅲ)/月	¥210	20	
		在宅、入所相互利用/日	¥421	40	在宅の方が3ヶ月を限度として複数名で居室を利用
		感染症等による個室利用		個室料金	医師の判断により30日を限度に基本料金算定
		著しい精神症状による個室利用		個室料金	医師の判断により基本料金算定
		精神科医/日	¥52	5	月2回以上精神科医による療養指導が行われている場合

2. その他の費用

(1) 居住費・食費 (1日)

介護保険負担限度額認定の段階		※注1 居住費 (円)		※注2 食費 (円)
		多床室	個室	
第1段階	高齢福祉年金受給者または生活保護受給者	0	380	300
第2段階	全世帯員が 課税年金収入+合計所得金額が80万円以下	430	480	390
第3段階①	市民税非課税 第1、第2段階以外の方	430	880	680
第3段階②		530	980	1,420
第4段階	上記以外・入院中・外泊中の方	1,260	1,750	1,990

※ 外泊及び入院中も居住費はお支払いいただきます。

(2) その他のサービス費 (自己負担となります)

サービス内容	利用料金
日用品費	実費
教育娯楽費 (外出行事費)	1行事につき¥1,000
(クラブ活動費)	材料費の実費
健康管理費	予防接種等実費
預かり金・出納管理料	1カ月につき¥1,500
私物の洗濯代	外部クリーニング店を利用した場合実費
理美容代	実費
特別な食事	実費
通常のサービス提供の範囲外	
通院介助	施設車両利用の場合は協力医療機関迄の距離を減じて往復5km以内¥1,400、10km以内¥2,800。これ以上の場合1km毎に¥280加算し高速代は別途実費
入院期間中の援助等での付き添い	片道利用の場合も施設発着の実際の走行距離で算定させていただきます
外出介助 (送迎含む)	4時間未満¥6,500 + 1時間毎に¥1,000の加算し交通費は別途実費
旅行の付き添い	通院介助に同じ
電気代 (1日あたり)	付き添い1名につき1日¥10,000とし、交通費は別途実費
不用品の処分費	(施設車両使用の場合は通院介助と同額)
	持ち込み電化製品 (TV・電気毛布等) 1品あたり¥30
	実費

介護サービス費の自己負担額の概算式 (例)

介護度	要介護5	負担限度額の段階	第4段階
-----	------	----------	------

	単位	31日	1カ月当たり (単位)
基本額	871 × 31	=	27001
日常生活継続支援	36 × 31	=	1116
看護体制Ⅰ	4 × 31	=	124
夜間職員配置Ⅲ	16 × 31	=	496
生産性向上推進体制Ⅰ		=	100
科学的介護推進体制Ⅱ			50
ADL維持加算(Ⅰ)			30
協力医療機関連携			50
高齢者施設等感染対策向上Ⅰ			10
介護職員等処遇改善Ⅰ	28977 × 0.176	=	5100
合計単位数			34077

		0.1 =	¥	35,917	(小数点以下切り捨て)
介護サービス費	34,077 × 10.54 ×	0.2 =	¥	71,834	(小数点以下切り捨て)
		0.3 =	¥	107,751	(小数点以下切り捨て)
	(地域区分加算) (自己負担割合)		(自己負担金)		

※ 自己負担金は保険負担分を引いた1割又は2割又は3割負担となるため上記計算と誤差が生じる場合がございます。

※ 毎月のご利用料金は $\text{この介護サービス費} + \text{※注1 居住費} + \text{※注2 食費} + \text{※注3 出納管理料}$ になります。

※ 居住費と食費は負担限度額認定の段階により変わります(その他の費用(1)を参照)

介護老人福祉施設 逗子清寿苑 利用料金早見表(1日と月/30日あたりの自己負担額)

令和8年8月1日現在

[多床室]		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階1割	第4段階2割	第4段階3割
要介護度1	介護サービス費	¥809						
	居住費	¥0	¥430	¥430	¥530	¥1,260	¥1,260	¥1,260
	食費	¥300	¥390	¥680	¥1,420	¥1,990	¥1,990	¥1,990
	利用料/日	¥1,109	¥1,629	¥1,919	¥2,759	¥4,059	¥4,868	¥5,677
	利用料/月(30日)	¥34,770	¥50,370	¥59,070	¥84,270	¥123,270	¥147,540	¥171,810
要介護度2	介護サービス費	¥896						
	居住費	¥0	¥430	¥430	¥530	¥1,260	¥1,260	¥1,260
	食費	¥300	¥390	¥680	¥1,420	¥1,990	¥1,990	¥1,990
	利用料/日	¥1,196	¥1,716	¥2,006	¥2,846	¥4,146	¥5,042	¥5,938
	利用料/月(30日)	¥37,380	¥52,980	¥61,680	¥86,880	¥125,880	¥152,760	¥179,640
要介護度3	介護サービス費	¥987						
	居住費	¥0	¥430	¥430	¥530	¥1,260	¥1,260	¥1,260
	食費	¥300	¥390	¥680	¥1,420	¥1,990	¥1,990	¥1,990
	利用料/日	¥1,287	¥1,807	¥2,097	¥2,937	¥4,237	¥5,224	¥6,211
	利用料/月(30日)	¥40,110	¥55,710	¥64,410	¥89,610	¥128,610	¥158,220	¥187,830
要介護度4	介護サービス費	¥1,073						
	居住費	¥0	¥430	¥430	¥530	¥1,260	¥1,260	¥1,260
	食費	¥300	¥390	¥680	¥1,420	¥1,990	¥1,990	¥1,990
	利用料/日	¥1,373	¥1,893	¥2,183	¥3,023	¥4,323	¥5,396	¥6,469
	利用料/月(30日)	¥42,690	¥58,290	¥66,990	¥92,190	¥131,190	¥163,380	¥195,570
要介護度5	介護サービス費	¥1,159						
	居住費	¥0	¥430	¥430	¥530	¥1,260	¥1,260	¥1,260
	食費	¥300	¥390	¥680	¥1,420	¥1,990	¥1,990	¥1,990
	利用料/日	¥1,459	¥1,979	¥2,269	¥3,109	¥4,409	¥5,568	¥6,727
	利用料/月(30日)	¥45,270	¥60,870	¥69,570	¥94,770	¥133,770	¥168,540	¥203,310

※利用料/月には出納管理料が含まれます。(¥1500)

※1～3段階の方は収入に応じて減免が適用になるため自己負担金が減額されています。

※個室ご利用の方は居住費が下記加算されます。

第4段階 ¥490/日(¥14,700/30日) 第3段階 ¥450/日(¥13,500/30日)

第2段階 ¥50/日(¥1,500/30日) 第1段階 ¥380/日(¥11,400/30日)

介護サービス費には以下の加算料金が含まれています。

1単位10.54円

- ¥4/日 ・看護体制Ⅰ
- ¥16/日 ・夜勤職員配置Ⅲ
- ¥36/日 ・日常生活継続支援
- ¥50/月 ・協力医療機関連携
- ¥10/月 ・高齢者施設等感染対策向上Ⅰ
- ¥50/月 ・科学的介護推進体制Ⅱ
- ¥100/月 ・生産性向上推進体制Ⅰ
- ¥31/月 ・ADL維持加算Ⅰ
- 17.6% ・介護職員等処遇改善Ⅰ

※各介護度の平均概算。処遇改善加算は

介護度別の介護サービス費により変動があります。

介護サービス費は上記加算を含む基本単位に地域加算を乗じた金額のうち1割を自己負担金として表記。

第4段階の方は2割又は3割負担となる場合があります。市町村の発行する負担割合証でご確認ください。

別途加算…個別加算のある方